

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### ■ 1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識しております。  
このために、経営の監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能し、かつ両者のバランスのとれた組織体制を構築することが必要であると考えております。また、タイムリーで質の高い情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考え、決算内容にとどまらず、定期的に個別事業の内容や中期経営計画の開示を行うこととしております。  
コンプライアンスについては、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識のもと、単に法令や社内ルールの遵守にとどまらず、社会倫理・道徳を尊び、社会の一員であることを自覚した企業行動をとってまいります。当社は、この内容を反映させた「日立金属グループ企業行動指針」を制定し、役員及び従業員がとるべき行動の具体的基準としております。  
取締役及び執行役の報酬については、取締役及び執行役が中長期的視点で経営方針、中期経営計画及び年度事業予算を立案、決定及び実行することで当社の企業価値を増大させ、ステークホルダーに資する経営を行うことの対価と位置付け、短期及び中長期的な会社の業績を反映した報酬体系とすることを方針としております。

### ■ 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日立製作所	193,546,595	52.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	22,498,000	6.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	19,380,000	5.29
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	9,435,289	2.57
ノーザントラストカンパニー	5,114,650	1.40
クレディスイス セキュリティズ(ユーエスエー)エルエルシー	4,686,000	1.28
資産管理サービス信託銀行株式会社	4,049,000	1.11
大同特殊鋼株式会社	3,572,000	0.97
野村信託銀行株式会社	3,227,000	0.88
日本生命保険相互会社	3,145,109	0.86

### ■ 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	株式会社日立製作所(上場:東京、大阪、名古屋、札幌、福岡、海外)
連結子会社数	50社以上100社未満

### ■ 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、株式会社日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係においては、事業運営及び取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用して、高品質の製品及びサービスの提供を図っております。

株式会社日立製作所との人的関係につきましては、同社の代表執行役1名、顧問1名が当社の社外取締役を兼務しております。また、当社の取締役1名が同社の代表執行役を兼務しております。従って、当社の取締役会における意見の表明及び議決への参加を通じて、当社の経営方針の決定等について影響を及ぼし得る状況にあります。しかしながら、独立役員として指定する社外取締役1名が就任しており、取締役会における審議に当たり、より多様な意見が反映され得ることから、当社は独自の経営判断を行うことができる状況にあるものと考えております。当社の業務執行を担う執行役5名は、いずれも同社の役員を兼務しておりません。また、当社は、同社の従業員の出向を受け入れておりますが、これは人事交流を目的としたものであり、当社の重要な役職につく者はありません。

株式会社日立製作所との取引関係につきましては、同社との間に日立グループ・プーリング制度による金銭消費貸借その他の取引関係がありますが、当社の事業活動は同社との取引に大きく依存する状況にはありません。取引条件は市場金利、市場価格等を参考に双方協議のうえ合理的に決定しております。

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針につきましては、製品販売及び資材等調達取引に関しては、これらの取

引一般に係る業務の適正を確保することを目的として取引条件の決定等に係る内部手続を定めた規則を制定しております。また、グループ経営の観点等から株式会社日立製作所と少数株主の利益が実質的に相反するおそれのある同社との取引その他の施策を行う必要が生じたときは、取締役会に付議し、当該施策の採否を決定することとしております。なお、取締役候補者を指名委員会において定める場合には、親会社から独立した立場の社外取締役候補者を少なくとも1名定めることを方針としております。

上場子会社である日立ツール株式会社及び日立機材株式会社との関係につきましては、事業運営及び取引では各社の自律性を保つことを基本としておりますが、グループ経営を効率的に行うため、各社の自律性を損なわない範囲において中期経営計画及び予算などの事業計画の策定に際して各社と情報交換を行うほか、研究開発、製造及び販売面での協力並びに各社との連携による内部統制の整備等を行っております。

「2. 資本構成【大株主の状況】」の表には、自己株式14,067,711株を含めておりません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### ■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名

#### 【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	3名
----------	----

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
川上 潤三	他の会社の出身者	○		○	○	○		○	○	
野口 泰稔	他の会社の出身者								○	
中村 豊明	他の会社の出身者	○		○	○	○		○	○	

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
川上 潤三	株式会社日立製作所の代表執行役 執行役副社長を平成21年3月に退任し、同社顧問及び同社子会社の社外取締役を兼任しております。なお、上表「会社との関係(1)」の項目において、大株主である旨表示しておりますが、これは社外取締役が他の会社に現在勤務している場合において当該他の会社が大株主である場合を含めて大株主として表示することが要求されているものであり、大株主として株式を保有している者は株式会社日立製作所であります。	株式会社日立製作所及びそのグループ会社における経営者としての豊富な経験と高度な知識を当社の経営に反映していただくとともに、同氏の就任により日立グループとの緊密な連携を図ることが当社の経営における意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、選任いたしました。同氏が業務執行から独立した立場で取締役会において活動されることで、取締役会の機能強化・効率性の向上に貢献されるものと判断しております。
野口 泰稔	過去に帝人株式会社における帝人グループ常務執行役員及び帝人グループ企業の役員等を歴任しております。当社は、同氏を独立役員に指定しております。	帝人株式会社及びそのグループ企業の経営に参画された経験を有しており、より客観的な立場から、その豊富な経験と高度な知識を当社の経営に反映していただくことが当社の経営における意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、選任いたしました。同氏と当社との関係につきましては、上場取引所が定める一定の事項(親会社又は兄弟会社の業務執行者等、主要な取引先など)に該当するものではなく、高い独立性が認められることから、取締役会の決議をもって同氏を独立役員として指定しております。同氏が親会社等の利害関係者及び業務執行から独立した立場で取締役会において活動されることで、決定の客観的公正性の担保及び取締役会の機能強化・効率性の向上に貢献されるものと判断しております。
中村 豊明	株式会社日立製作所の代表執行役 執行役専務及び同社関連会社の社外取締役を兼任しております。なお、上表「会社との関係(1)」の項目において、大株主である旨表示しておりますが、これは社外取締役が他の会社に現在勤務している場合において当該他の会社が大株主である場合を含めて大株主として表示することが要求されているものであり、大株主として株式を保有している者は株式会社日立製作所であります。	株式会社日立製作所及びそのグループ会社における経営者としての豊富な経験と高度な知識を当社の経営に反映していただくとともに、同氏の就任により日立グループとの緊密な連携を図ることが当社の経営における意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと判断し、選任いたしました。同氏が業務執行から独立した立場で取締役会において活動されることで、取締役会の機能強化・効率性の向上に貢献されるものと判断しております。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項

川上取締役は、直前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)に開催された取締役会及び監査委員会の全てに出席し、必要に応じ、

国際的な製造企業における経営者としての企業経営に関する豊富な経験と高度な知識を踏まえた発言を行いました。野口取締役及び中村取締役は、平成22年6月開催の定時株主総会において新たに選任されました。

## 【各種委員会】

### 各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	2	3	社内取締役
報酬委員会	5	0	2	3	社内取締役
監査委員会	3	1	1	2	社内取締役

## 【執行役関係】

執行役の人数 更新 5名

### 兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無		使用人との兼任の有無
		指名委員	報酬委員	
藤井博行	あり	あり	○	なし
花村公生	あり	あり	×	なし
島順彦	なし	なし	×	なし
浜本直樹	なし	なし	×	なし
村山眞一郎	なし	なし	×	なし

## 【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

### 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助するため、取締役会事務局に他の業務執行部門の職位を兼務しない監査委員会担当者を配置しております。また、監査委員会は、監査業務を執行するため必要があると認めるときは、執行役が所管する内部監査部門に対し、監査委員会の職務の執行を補助させることができることとしております。監査委員会担当者の任免及び懲戒は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員(以下、この項目において監査委員会等といいます。)の同意を得て執行役が行い、人事評価及び査定は、監査委員会等の意見を聴取のうえ、執行役が行うこととしております。内部監査部門長の任免及び懲戒並びに人事評価及び査定は、執行役が行いますが、予め、その理由について監査委員会等に説明をしなければならないこととしております。なお、監査委員会担当者及び内部監査部門が監査委員会の職務を補助する場合においては、当該補助を行うことについて執行役の指揮命令を受けないこととしております。

### 監査委員会と会計監査人の連携状況

監査委員会は、会計監査人から、監査実施計画の説明を受け、必要に応じて協議及び調整し、監査結果の報告を受け意見交換を行っております。さらに、会計監査人がその職務を行うに際して執行役の職務の執行について不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その報告を受けることとしております。なお、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定する権限のほか、会計監査人の解任及び再任しないことに関する議案の内容を決定する権限並びに会計監査人が職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合又は会計監査人としてふさわしくない非行があった場合などにおいて当該会計監査人を解任する権限を有しております。監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針として以下の内容を定めております。

#### 1.解任

(1) 監査法人である会計監査人が、公認会計士法第34条の21第2項の規定に基づき、内閣総理大臣から計算書類の監査に関する業務の全部若しくは一部の停止、又は解散を命じられた場合、当該命令により会社法第337条第3項第1号に定める会計監査人の欠格事由に該当することとなるため、会計監査人は自動的に退任する。  
(2) 上記(1)に加え、内閣総理大臣による業務の全部若しくは一部の停止、又は解散の命令が行われることが合理的に予想される等の事情により、会計監査人が会社法第340条第1項第1号又は第2号に定める事由に該当すると監査委員会が判断したときは、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定する。  
(3) 上記(2)において、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態となることが合理的に予想されるときは、監査委員の全員の同意によって会計監査人を解任する。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告する。

#### 2.不再任

(1) 監査法人である会計監査人が、その社員の中から選定した会計監査人の職務を行うべき者について、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当した場合又は公認会計士法に定める公認会計士の義務に違反した場合において、当該監査法人がこれに代わる会計監査人の職務を行うべき者の選定を速やかに行わないときは、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。  
(2) 会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることを確保できないと判断したときは、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

## 監査委員会と内部監査部門の連携状況

監査委員会は、内部監査部門から監査実施計画の報告を受け、定期的に監査結果の報告を聴取するとともに、監査委員会監査との連携を図るため、監査委員会が必要と認める部門への内部監査部門による特別監査の実施及び内部監査部門が実施する監査に盛り込む重点監査項目の設定を指示することができることとしております。なお、監査委員会がその職務の遂行に必要とする事項については、内部監査部門が監査委員会の監査を補助することとしております。

### 【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

#### 該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定は、報酬委員会が行っております。報酬委員会は、次に掲げる取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針を定め、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の額を決定しております。

1. 当社経営を担う取締役及び執行役が、長期的視点で経営方針を決定し、中期経営計画及び年度事業予算を立案・実行することにより、当社の企業価値を増大させ、株主等利害関係者に資する経営を行うことに対して報酬を支払う。
2. 取締役及び執行役が経営に対してそれぞれの経営能力あるいは経営ノウハウ・スキルを活かし、十分な成果を生み出せるよう動機付けするために、短期及び中長期的な会社の業績を反映した報酬体系とし、顕著な成果に対しては相応の報酬を支払うことで報いる。
3. 当社が支払う報酬は基本報酬及び期末賞与とする。  
(1)基本報酬：取締役及び執行役としての経営に対する責任の大きさ、及びこれまで培った豊富な経験、知見、洞察力、経営専門力等を活用した職務遂行への対価として個別に決定する。また、取締役及び執行役の人材確保のため、他社報酬レベルと比較して遜色のない水準とする。  
(2)期末賞与：業績に連動するものとする。

#### ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役・執行役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
取締役報酬の開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
執行役報酬の開示状況	全執行役の総額を開示

#### 該当項目に関する補足説明

直前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)に係る取締役及び執行役の報酬等の総額は、取締役6名に対し124百万円(うち、社外取締役4名に対し、34百万円)及び執行役5名に対し185百万円であり、執行役を兼任する取締役に対しては、執行役としての報酬等を支給しており、取締役としての報酬等は支給しておりません。

### 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に専属するものではありませんが、取締役会及び委員会の職務の執行を補助するため取締役会事務局を設置し、取締役会及び委員会の担当者を置いて補助を行っております。取締役会及び委員会を開催するに当たっては、原則として資料を事前に配付し、説明を行うこととしております。また、国内外の事業所における状況聴取の機会を設けること等により、社外取締役の情報収集の一助としております。

## ■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(監督体制の状況)

当社は、委員会設置会社の機関構成をとっております。この体制のもとで取締役7名のうち3名の社外取締役を選任しております。いずれの社外取締役も業務執行から独立した立場で取締役会の構成員として意思決定及び業務執行に対する監督に関与するとともに、会社法の規定に基づき設置する指名・監査・報酬のいずれかの委員会の委員として活動し、多様な意見を反映させることで、当社の取締役会等における意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資するものと考えております。また、独立役員として指定した社外取締役に付きましては、親会社等の利害関係者及び業務執行から独立した立場で活動されることでさらに意思決定等の客観的公正性が担保されることが期待されるものと考えております。指名・監査・報酬の各委員会の構成につきましては、指名委員会及び報酬委員会は各々5名の委員(うち3名は社外取締役)、監査委員会は3名の委員(うち2名は社外取締役)で組織しております。各委員は取締役会の決議により定めております。

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限等を有する機関であります。同委員会において取締役候補者を定めるに当たり、親会社から独立した立場の社外取締役候補者を少なくとも1名定めることを方針としております。

監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容を決定する権限等を有しております。

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針及びそれに基づく個人別の報酬の内容を決定する権限等を有しております。

報酬の内容の決定に関する方針として、上記【インセンティブ関係】に記載の方針を定めております。

なお、当社は、取締役会及び委員会の職務の執行を補助するため取締役会事務局を設置し、取締役会及び委員会の担当者を置いております。

(業務執行体制の状況)

業務執行については、取締役会から執行役に対して、業務の決定権限を大幅に委譲し、意思決定の迅速化を図っておりますが、一定の重要な事項については、執行役全員で組織する経営会議において審議を行ったうえで、当該事項に係る権限を有する執行役が決定することとしております。また、製品・市場の異なる複数の事業を擁する当社の特質を勘案し、全社的な戦略的意思決定機能と個別事業における業務執行機能を分離するため、社内カンパニー制度及び執行役員制度を採用しており、グループ戦略を含む全社的な戦略的意思決定機能は執行役が担い、個別事業の執行はいわゆる執行役員に相当する事業役員が担うこととしております。

(内部監査体制の状況)

当社は、内部監査部門として監査室を置いております。監査室は、年間の監査実施計画及び監査方針を作成し、これに基づき定期的に各事業所及び各グループ会社の業務執行状況及び経営状況を実査するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、業務等の是正勧告を行っております。実査については、内部監査支援業務を行う日立グループ企業に委託しております。これにより、株式会社日立製作所の進めるグループ内部統制監査と内部監査の融合を図りつつ効率的で、かつ重点的な監査業務の運営を行っております。また、必要に応じて、当社内の環境、安全、システムを担当する各部門と協力して実査を実施しております。

(監査委員会監査の体制の状況)

監査委員会は、3名の委員(うち2名は社外取締役)で組織しております。監査委員のうち野口泰稔氏は過去に他社財務部門の責任者であった経験を有しており、吉岡博美氏は経理・財務部門を管掌する役員であった経験を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものと認識しております。監査委員会は、取締役及び執行役の法令・定款違反、経営判断の妥当性、内部統制システムの有効性の監査並びに会計監査を担っております。監査委員会の職務の執行は取締役会事務局の監査委員会担当者が補佐しております。この監査委員会担当者は、執行役からの独立性を確保するため他の業務執行部門の職位を兼務しないこととしております。

監査委員会は、通常監査として、年間の監査実施計画及び監査方針を作成し、これに基づき重要事項の報告聴取、監査委員による各事業所等及び各グループ会社への往査等の手段により監査を行っております。

(会計監査人の状況)

直前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の会計監査業務を執行した公認会計士は、新日本有限責任監査法人の業務執行社員鹿島かおる氏、中山清美氏及び片倉正美氏であります。また、その指示により、必要に応じて新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士、会計士補その他が、会計監査業務の執行を補助しました。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、会計士補等4名、その他21名であります。

### ■ 3. 委員会設置会社形態を採用している理由

委員会設置会社の体制が、執行役の権限の強化によって事業再編や戦略投資など全社経営に関わる施策の大胆かつ迅速な実行に資するものであり、さらに、指名、監査、報酬の各委員会及び取締役会において社外取締役の客観的な意見を反映し、監督機能を強化することが、経営の透明性及び効率性の向上に有効であるとの判断に基づき、委員会設置会社形態を採用しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### ■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会を集中日には開催しないことを方針としております。直前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)に係る定時株主総会は、平成22年6月18日に開催いたしました。
その他	当社のウェブサイト(URL <a href="http://www.hitachi-metals.co.jp/ir/ir-stock.html">http://www.hitachi-metals.co.jp/ir/ir-stock.html</a> )において、招集通知等を開示しております。

#### ■ 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	「説明会」という形態ではありませんが、2005年より、メディア等主催の個人投資家向けIRフェア等に参加しております。製品やパネル展示、IR資料などを用い、経営方針やビジョン、事業概要などの説明を行い、個人投資家と直接対話する機会を設けております。説明はIR担当部門であるコミュニケーション室が行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、4月下旬(年度決算発表日翌日)、10月下旬(第2四半期決算発表日翌日)に開催する決算説明会に社長が出席し、経営方針やビジョン、中期経営計画の進捗状況などについて説明を行い、質疑応答に対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、海外で海外投資家とのミーティングを開催しております。社長が経営方針やビジョン、中期経営計画の進捗状況などについて説明を行い、質疑応答に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトの「株主・投資家情報」に、決算短信及び決算説明補足資料(プレゼンテーション資料)、株主通信(旧事業報告書・中間報告書)、有価証券報告書及び四半期報告書、アニュアルレポート、株主総会招集通知・決議通知等を掲載しております。また、同サイトにおいて「コーポレートガバナンス」については独立ページを設け、その体制を図式で説明、併せて「適時開示に係る宣誓書」も掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	管理管掌の執行役をIR担当役員とし、コミュニケーション室がIR担当部署として活動しております。IR事務連絡責任者をコミュニケーション室長とし、実務取り纏めはコミュニケーション室IR・社内広報グループが担当し、IR活動を行っております。	

#### ■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員及び従業員がとるべき行動の具体的基準として「日立金属グループ企業行動指針」を定めております。この指針は、「社会的責任と社会倫理の自覚」、「ビジネスパートナーと共に成長」、「社会とのコミュニケーションの促進」、「次世代に引き継ぐ環境に配慮」、「働きやすい職場づくりと社会への貢献」をその骨子としており、株主、顧客その他の取引先などのステークホルダーの立場の尊重に関する指針を含んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境経営を経営上の主要課題の一つとしており、「日立金属グループ環境保全基本方針」に基づいて、日立金属グループ統合環境管理システムを構築し、グループ全体の環境経営を推進しております。当該システムを通じて、環境コンプライアンスの強化及びライフサイクルアセスメントによる環境負荷の低減を図っております。CSR活動については、「日立金属CSRガイドブック」を製作し、従業員に向けて配付し、研修を行っております。コンプライアンス関係では、以下の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載した内容の取り組みを行っております。社会貢献関係では、当社の規模に見合った貢献を持続的に行うという方針のもと、スポーツ、教育、地域社会への貢献、寄付、ボランティア活動及び災害支援を展開しております。なお、当社の環境会計、環境保全活動及びCSR活動に係る情報は、「CSR報告書」として開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「日立金属グループ企業行動指針」において、株主をはじめ広く社会に対し、公正かつ透明性の高い企業情報を適時・適切に開示するとともに、社会との双方向のコミュニケーションを促進し、信頼関係を築く旨を規定しており、証券取引所における開示、ウェブサイト等を通じて、決算内容にとどまらず、個別事業の内容や中期経営計画の開示に努めております。

## Ⅳ内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制及びリスク管理の体制については、当社及び当社グループ会社における法令遵守の徹底、業務運営の有効性・効率性の向上並びに財務報告の信頼性の確保の観点から、以下のとおり整備しております。

- (1) 業務の運営において法令及び定款の遵守並びに社会倫理の尊重を図るため、役員及び従業員がとるべき行動の指針として「日立金属グループ企業行動指針」を定め、周知しております。
- (2) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するために、執行役全員で構成する経営会議を組織し、全社的に影響を及ぼす重要な経営事項については、経営会議で審議を行ったうえで、権限を有する執行役が決定することとしております。
- (3) コンプライアンス担当部門を所管し、全社的なコンプライアンス体制を整備することを職務とするコンプライアンス統括責任者を置いております。
- (4) CSR推進室を設置して、コンプライアンス、社会貢献等、企業の社会的責任に関する取り組みの全社的な推進を図っております。
- (5) 当社及び当社グループ会社の従業員等が、業務における法令等に対する違反行為に係る事実を発見したときに、その事実を不利益を受けることなく専用窓口を通じて報告することができるよう、コンプライアンス・ホットライン(内部通報制度)を設けております。これにより違法行為等の早期の発見及び是正を図っております。
- (6) 内部監査部門として社長直轄の監査室を設置して、業務の効率性並びに法令及び社内規則の遵守状況等について、当社各部門及び各グループ会社に対して内部監査を実施しております。内部監査の結果については執行役社長及び監査委員会に報告を行うとともに、指摘事項の是正状況の確認を行っております。
- (7) 米国企業改革法(Sarbanes-Oxley Act)の要請及びわが国の金融商品取引法に基づき標準的なフレームワーク(GOSOフレームワーク)により財務情報に関する内部統制システムの整備を進めており、財務報告に反映されるべき事項全般につき文書化された業務プロセスの実行と検証を行っております。
- (8) コンプライアンス、反社会的勢力、財務、調達、環境、災害、品質、情報管理及び輸出管理等に係るリスクについてコーポレートの各業務担当部門において、社内規則及びガイドライン等を制定して、教育、啓蒙活動及び業務監査等を実施し、カンパニーの関係業務担当部門と連携してリスクを回避、予防及び管理しております。また、法律事務所と顧問契約を締結しており、重要な法務問題に関して、適宜相談を行う対応しております。
- (9) 日立金属グループのグループ企業価値の最大化を目的として、グループ連結経営の基本方針を定め、中期経営計画及び予算につき、グループ会社と相互に情報を共有し、各会社のみならず日立金属グループ全体で最適な事業計画の策定を図っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを方針としております。本方針の実効性を確保するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 反社会的勢力に係るリスクについては、リスク対策担当部門を所管部門とし、各事業所にリスク対策責任者及び担当者を置き、リスク情報の集約及び提供並びにリスク事案への対応要領の説明を行っております。
- (2) 警視庁、管轄警察署をはじめ、(社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、(財)暴力団追放運動推進都民センター、弁護士会等外部専門機関等との緊密な連携を確保するため、適宜、訪問連絡等を行い、反社会的勢力に関する情報を蓄積するとともに、反社会的勢力による被害の可能性がある場合には、速やかにこれらの機関への通報・相談等を行い、連携して対応することとしております。
- (3) 反社会的勢力との取引を遮断するため、反社会的勢力との取引の防止に関する規則を定め、各部門が新たな相手方と取引を行うときにリスク対策担当部門が審査を行う制度を設けるとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入に努めております。また、リスク対策担当部門が内部監査を実施し、遵守状況の確認を行っております。
- (4) 反社会的勢力への対応に関する従業員の自覚を高めるため、「反社会的勢力及び団体からの接触や要求を断固として拒否する」旨の宣言を記したガイドブック等を配付し、その周知に努めております。

■ 1. 買収防衛に関する事項

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針として以下の内容を定めております。  
「当社は、開発型企業として、継続的に基盤技術の高度化を図り、新技術に挑戦することによって新製品及び新事業を創出し、新たな価値を社会に提供し続けることを事業活動の基本としております。これを推進するため、株式会社日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係において事業運営及び取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用することで、高品質の製品及びサービスの提供を図ることとしております。また、当社は、上場会社として、常に株主、投資家及び株式市場からの期待及び評価を認識し、情報の適時かつ適切な開示につとめるとともに、持続的成長の実現に資する経営計画の策定、企業統治の強化等を通じて、合理的で緊張感のある経営を確保することが重要であると認識しております。これらにより、当社は、企業価値の向上及び親会社のみならず広く株主全般に提供される価値の最大化を図ってまいります。」

■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当ありません。

